

## ○滑川市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第66—6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一定の所得以下の者の婚姻による新生活に係る費用を支援することにより、本市における少子化対策の強化に資することを目的として、婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するため、滑川市補助金等交付規則(昭和38年滑川市規則第10号)第21条の規定に基づき、滑川市結婚新生活支援補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を受けようとする年度(以下「申請年度」という。)の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)第74条に規定する婚姻を届け出た者であって、当該届出が受理された者をいう。
- (2) 住居費 次に掲げるものをいう。
  - ア 結婚に伴い新婚世帯の夫婦のいずれかが契約し賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
  - イ 結婚に伴い新婚世帯の夫婦のいずれかが契約し取得した住宅(婚姻前1年以内に取得した住宅を含む。)の購入費、工事請負費。ただし、土地の購入費、住宅ローン手数料は含まない。
  - ウ 結婚に伴う住宅のリフォーム(婚姻前1年以内に発注契約をしたものを含む。)に要した費用。ただし、倉庫や車庫、外構工事に係る費用、家具や家電の購入及び設置に係る費用は含まない。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 直近の所得証明書をもとに夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (3) 夫婦の双方が滑川市の住民基本台帳に記録され、かつ、夫婦の双方又は一方の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る住宅の住所となっていること。
- (4) 他の公的制度により、住居費及び引越費用に対する補助を受けていないこと。
- (5) 市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (6) 夫婦の双方が過去にこの制度に基づく補助（国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した他の自治体によるこの制度と同種の補助を含む。）を受けたことがないこと。

2 前項第6号の規定にかかわらず、申請年度の前年度において本補助金の交付決定を受け、その交付決定額が第5条第1項に規定する補助上限額に達しなかった世帯については、そのものが初めて本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の次の年度までに限り、補助対象世帯とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、申請年度に支払った住居費及び引越費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1世帯あたり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、1世帯あたり60万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により補助対象となる世帯は、申請年度の前年度に交付決定を受けた補助金の額を控除した額を上限とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。  
様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滑川市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」とい

う。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（該当者分のみ）
- (4) 売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書等の写し（該当分のみ）
- (5) 住居費及び引越しに係る領収書の写し（該当分のみ）
- (6) 納税状況等の調査を認める同意書（様式第2号）又は納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第2項の規定による交付決定及び額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から2年を経過する前に法第76条に規定する離婚を届け出し、又は市外に転出したとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求め

ることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第50-5号)

この告示は、公布の日から施行する。